

県民・事業者の皆様へ ～緊急事態措置の継続にあたって～

県民・事業者の皆様のご協力により、新規感染者数が1週間平均で5人以下と減少しています。今回の国の見直しでは、引き続き緊急事態宣言の対象区域とされ、特定警戒都道府県の指定が継続されます。一部、休業施設の見直しは行いますが、外出自粛等の取組を継続する必要があります。

今後、感染拡大の第2波のおそれもあり、県民・事業者の皆様には、引き続き、以下の**3つの自粛**についてご協力をお願いします。

1 外出の自粛

- 「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指し、**外出を控えて**ください。
- 夜の繁華街の**接待を伴う飲食店等の利用を控えて**ください。
- **府県域を越えた不要不急の移動を控えて**ください。
- 感染拡大を予防する「**新しい生活様式**」（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等）を徹底してください。

2 営業の自粛

- 集会・展示施設や接待を伴う飲食店等全国でクラスターが発生した施設など**休業要請を継続する対象施設**は、大阪との整合性に配慮し、引き続き**休業にご協力**をお願いします。
- スーパー、商店街等では、**施設の換気、必要に応じ入場制限等の実施、人と人との距離の確保**に留意し、「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を避けてください。

3 通勤の自粛

- 「**通勤者数の7割削減**」を目指し、**在宅勤務（テレワーク）、TV会議などの取組**をお願いします。

なお、通勤する場合、マスクを適切に着用する、移動中にはできるだけ車内のものに手を触れないなど**感染防止対策を徹底**してください。

県民のいのちと健康を守るため、新型コロナウイルスの**感染拡大防止**に向けて、ご理解、ご協力をお願いします。

令和2年5月14日

兵庫県知事 井戸敏三